

同志社大学

2014年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2015年3月16日提出

所 属	職 名	氏 名
社会学部	准教授	寺 井 基 博
研 究 題 目	労働法と労使関係の接合点の研究	
研 究 成 果 の 概 要	<p>本研究は、労使関係学による知見に基づいて分析を行い、解釈論における事実評価の過程で労使関係学の知見活用の意義・有用性を明らかにすることである。</p> <p>具体的な成果として、正規・非正規労働者の働き方を把握する方法的な研究として『就業の実態』の把握」と題して国際産業関係研究所の研究会で報告を行った。法は、正規・非正規労働者の「就業の実態」を比較して、同じであれば均等処遇、相違があればその違いに応じた均衡処遇としなければならないとする原則を立てて、労働契約法およびパートタイム労働法を改正してきた。施行通達は、「就業の実態」を把握するために①「職務の内容と責任の程度」と②「人材活用の方法」の2つをメルクマールとして総合判断することとしており、①では職務の内容の同一性を重視して判断することとされている。</p> <p>本研究は、個別的労使関係が進んだ日本では、個々の労働者が担う仕事は同一ではなく、仕事把握するには「仕事そのものではなく仕事の達成水準を評価する方法に着目すべき」（石田光男『仕事の社会科学』）という指摘から着想を得て、「職務の内容」よりも「業績評価の方法（PDCAによる業績管理）」の同一性に重点を置いて評価すべきであるという結論を提示した。</p> <p>また、「均衡」の概念は職務内容の同一性判断から導き出され概念であり、業績評価の方法の同一性に着目した場合、均衡処遇として法が介入することについて検討すべき余地があることを指摘した。</p>	